

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第9号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例 の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成19年広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければ」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。